

令和3年11月26日開会

令和3年11月26日閉会

(臨時第8回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（11月26日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
議案第55号	4
議案第56号	4
議案第57号	4
散 会	9
署 名	10

田布施町告示第73号

令和3年第8回田布施町議会臨時会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和3年11月22日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和3年11月26日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

南 一成議員	内山 昌晃議員
河内 賀寿議員	伊村 渉議員
落合 祥二議員	谷村 善彦議員
西本 篤史議員	瀬石 公夫議員
國本 悦郎議員	高月 義夫議員
神田 栄治議員	松田規久夫議員

○応招しなかった議員

なし

令和3年11月26日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年11月26日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第55号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第55号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
-

出席議員（12名）

1番	南	一成議員	2番	内山	昌晃議員
3番	河内	賀寿議員	4番	伊村	渉議員
5番	落合	祥二議員	6番	谷村	善彦議員
7番	西本	篤史議員	8番	瀬石	公夫議員
9番	國本	悦郎議員	10番	高月	義夫議員
11番	神田	栄治議員	12番	松田規久夫議員	

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原	慎一君	書記	岩本	周平君
			書記	有吉	純一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	東	浩二君	副町長	川添	俊樹君
教育長	鳥枝	浩二君	総務課長	山田	浩君
企画財政課長	森	清君			

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（松田 規久夫議員） ただいまから、令和3年第8回田布施町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田 規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、神田栄治議員、高月義夫議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（松田 規久夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田 規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（松田 規久夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会における議案の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

○議長（松田 規久夫議員） 日程第4、議案第55号、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてから、日程第6、議案第57号、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてまで、3件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました3議案の概要について、ご説明を申し上げ

ます。

議案第55号から第57号までの3件は、国において12月期での改定は見送られましたが、人事院勧告及び山口県人事委員会勧告をふまえて、県に準じて実施する特別職及び一般職の給与改定に伴う条例改正でございます。なお、基準日が12月1日であるますことから、11月中に改正する必要があり、本日臨時会をお願いしたものでございます。

まず、議案第55号は、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の内容は、期末手当支給割合の改定でございます。県の「知事等の給与及び旅費に関する条例」の一部改正に準じて、期末手当の年間支給割合を3.35月分から3.25月分に0.1月分引き下げるものでございます。

引下げの方法といたしましては、第1条にありますように、今年度分は、6月期分がすでに支給済みであることから、12月期分を0.1月分引き下げ、1.575月分とするものでございます。また、令和4年度分からは、第2条にありますように、6期分と12期分の支給割合が同じになるように、それぞれ1.625月分とするものでございます。

次に、議案第56号は、町長等の給与に関する条例の一部改正についてでございます。改正の内容は、議案第55号と同じく、期末手当支給割合の改定でございます。

次に、議案第57号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

まず、人事院勧告、山口県人事委員会勧告についてでございますが、「本年度分につきましては、月例給の改定は行わず、期末勤勉手当の年間支給割合を再任用以外の職員については0.15月分、再任用職員については0.1月分引き下げること、その引下分は期末手当に反映させること」とされております。

本議案の改定内容は、山口県人事委員会勧告をふまえた県の措置に準じて、期末勤勉手当の年間支給割合を再任用以外の職員については0.15月分引き下げ、総支給割合を年間4.3月分にするものでございます。また、再任用職員については0.1月分引き下げ、総支給割合を年間2.25月分とするものでございます。

引下げの方法といたしましては、特別職と同様に、第1条で、令和3年度12月期分の期末手当を再任用以外の職員については0.15月分引き下げて1.125月分、再任用職員については0.1月分引き下げて0.625月分とするものでございます。

令和4年度分からは、第2条にありますように、6月期と12月期の期末手当支給割合が同じになるように、再任用以外の職員についてはそれぞれ1.2月分、再任用職員については0.675月分とするものでございます。

以上、本日ご提案申し上げました3議案について、その概要をご説明いたしましたが、詳細につきましては、ご質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、宜しくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。お願いいたします。

○議長（松田 規久夫議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第55号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田 規久夫議員） 質疑なしと認めます。

○議長（松田 規久夫議員） 議案第56号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田 規久夫議員） 質疑なしと認めます。

○議長（松田 規久夫議員） 議案第57号、質疑はありますか。落合議員。

○5番（落合 祥二議員） 職員の今回の改訂の件ですけれども、一応、人事院の勧告と、県の人事委員会の勧告があって、先ほど、町長の提案理由の説明では、県に習ってするというところでございました。県内の市町の中には、もう既に臨時会をやって、その辺が議決されてるところもあるかと思うんですけれども、その辺で、まあ国がそういう引き延ばしてやるという状況の中で、町としては、国に習ってやるという選択肢はなかったのかどうか、その辺は、町長の立場も私も十分わかるんですが、ちょっとその辺のお考えをお聞かせ願えたらと思います。要は、今回12月から適用するといった場合、そういうことです。

○議長（松田 規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど全協で申し上げましたとおり、本来、遡及して不利益な処分を翌年度に持ち越すという事は、法的には適当でないと思っております。ですから、県の人事委員会勧告に順じて、3年度分は3年度において対応するというのが本来の考え方ということで、県に順じて実施するという事になっております。

○議長（松田 規久夫議員） 落合議員。

○5番（落合 祥二議員） 県内の市町は、全て今回田布施町と同じような形で対応しているんですか。その辺の情報はありますか。

○議長（松田 規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 現在把握しているところでは、ほぼ12月です。2市ほど6月という情報を得ています。2市ですね。残りは一応12月、検討中を含めてですけど、12月での引き下げということになっております。

○議長（松田 規久夫議員） 落合議員。

○5番（落合 祥二議員） ということは、県内の中でも2市ほどは、一応その、今回の12月を見送って、6月からというところがあるということですね。

○議長（松田 規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） うちのほうで調査した段階で、2市がそういう状況だということなので、実際にどうなっているかという確認はしておりませんが、入っている情報として、2市は6月、その他は一応12月という情報を得ているということでございます。

○議長（松田 規久夫議員） 落合議員。

○5番（落合 祥二議員） 田布施町という立場で町長がそういう選択をされて、この議案を出されたということは、十分理解ができていますけれども、ちょっとまあそういう状況の中で、コロナ禍の中で、経済が疲弊する中で、国がそういう方向性をとったという中で、それに右に倣えということで、県自体がそういう方針ということもあるんですけども、その辺はどうかなという気持ちも、私の考えの中にもあるんで、ちょっとお聞きしたわけですが。了解しました、理解しました、はい。

○議長（松田 規久夫議員） 他にどなたか質問はありませんか。

○議長（松田 規久夫議員） 國本議員。

○9番（國本 悦郎議員） 総務省の通知を受け入れて、来年度の6月期で引き下げということになってくると、今年度勧告された方が年度をまたぐことになって、来年3月に退職する職員に引き下げを適用できないという、そういったこともあるように聞いております。しかし、総務大臣は、地域の実情をふまえつつ対応してほしい、丁寧に情報提供したい。というふうに述べているわけです。ですから、まあそういうように考えると、田布施町も6月期に引き下げというのもよかったんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（松田 規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 国の対応をどうこう言う立場にはございませんが、先ほどもおっしゃいましたように、退職する職員はもうどうしようもない、こういう不利益処分と思うかどうかわかりませんが、それを遡って支給して、まあ、上げるというのはいいんですが、法律上遡って下げというのは本来ルール上おかしいと私は思っておりますので、やはり3年度分にあったものは3年度分ということで処理しませんと、不公平が出てきますので、それは町としては、あの、国は国会を開く余地がないわけですから、どうしようもないと。その中で6月という選択をされた。私は11月中に議会を開く権利があるわけですから、ちゃんと議会を開催して、提案をして、処理をするということが正しいと思っております。

○議長（松田 規久夫議員） よろしいですか。他に質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田 規久夫議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第55号から議案第57号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田 規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第57号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は3件を一括して行います。討論はありませんか。

○議長（松田 規久夫議員） 國本議員。反対討論ですか、賛成討論ですか。

○9番（國本 悦郎議員） 反対討論。

○議長（松田 規久夫議員） 反対討論ですか。それでは先にどうぞ。

○9番（國本 悦郎議員） 私は、議案第57号、田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論に参加します。

私は、今回の町職員の期末手当引き下げ分を、4割いると言われる町外からの職員も含めて、できるだけ町内で消費に回していただいた方が、地域経済に貢献するのではないかと思います。コロナ禍で消費が低迷している商工業者に対し、地域経済が潤うためという理由で、国庫からの補助金をこれまで現金給付ではなく、商品券という形で住民に配布してきました。

これまで、国の動向に準じてきた本町として、今回の期末手当の減額は新型コロナウイルス感染が減少し、消費の再拡大が期待される中、公務員のボーナス引き下げがその勢いを削ぐことになりかねず、民間の給与にも悪影響を与えかねないという政策的な理由により、先送りという判断があってもよかったのではないのでしょうか。

また、勤勉手当はまだしも、期末手当の支給割合は各個人の業務量で決まるものではありません。コロナ関連の業務が多くなり、それなりの時間外手当があるにしても、それが長期に渡っている部署、職員もいる中で、今回の一律の期末手当の引き下げは、住民生活を支えている職員のモチベーションを削ぐのではないか、それを一番懸念いたします。

以上の理由から、今回の職員への期末手当の引き下げという本議案に反対します。

○議長（松田 規久夫議員） 反対討論が終わりました。どなたか賛成討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田 規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第55号、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田 規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第56号、町長等の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田 規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第57号、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田 規久夫議員） 起立多数です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（松田 規久夫議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和3年第8回田布施町議会臨時会を閉会します。

(ベル)

午前9時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 神田 栄浩

署名議員 高月 義夫